

平成 28 年
第 4 回南九州市農業委員会 会議録

1. 日 時 平成 28 年 4 月 27 日(水) 午後 3 時～

2. 場 所 南九州市颯娃文化会館

3. 出席委員(34 人)

会長 1 番 堀之内 和矢

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 宮原 俊郎 4 番 山脇 茂孝 5 番 中禮 隆一 6 番 東 鈴子
7 番 君野 潤二 8 番 武田 正喜 9 番 永山 明美 10 番 松村 孝徳
11 番 奥菌 克年 12 番 外菌 順子 13 番 松久保 英生 14 番 松永 正美
15 番 寶代 行廣 16 番 田中 泉 17 番 吉崎 重廣 18 番 下之門 信洋
19 番 梶山 俊孝 20 番 下永田 チサト 21 番 栗ヶ窪 和治
22 番 栢木 いさ子 23 番 東垂水 勝秀 24 番 仁田尾 三男
25 番 西牟田 實盛 26 番 武田 豊子 28 番 深町 幸子 29 番 吉崎 久男
30 番 小原 光則 31 番 有菌 正伸 32 番 大隣 講平
33 番 吉留 丘 34 番 有村 真知子 35 番 上野 茂

4. 欠席委員(1 人)

27 番 宮原 耕一

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 議案第 24 号 農業振興地域整備変更計画書(案)の意見決定について
- 日程第 5 議案第 25 号 農地法第 5 条による農地転用許可後の事業計画変更に対する承認について
- 日程第 6 議案第 26 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について

- 日程第 7 議案第 27 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 8 議案第 28 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 9 議案第 29 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 10 議案第 30 号 農地の競売・公売参加適格証明願いに対する証明書交付決について
- 日程第 11 議案第 31 号 農地利用変更届について
- 日程第 12 議案第 32 号 下限面積（別段の面積）の設定について
- 日程第 13 南九州市行政改革推進委員の推薦について
- 日程第 14 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己 農政係長 加治佐和彦
 農地係長 福地 一浩 係員 橋村 将平
 知覧分室農政農地係長 上野 誠 係員 松元 久美
 川辺分室農政農地係長 山下 剛志 係員 川畑 和成

7. 会議の概要

開 会 午後 3 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。
 「一同 礼」
 ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。27 番 宮原耕一 委員 から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 34 名で、会議の定足数に達しております。
 これより平成 28 年第 4 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の ページをご覧ください
 きたいと重います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きますして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求め
ます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はござい
ませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立
ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等
発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してくだ
さい。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議
規則第19条第2項の規定により、11番 奥 蘭 委員、12番 外 蘭 委
員を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日4月27日の1日間としたいと思
いますが、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きますして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を
求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農用地利用集積計画 並びに、議案審議に関
しない農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。資料はペー
ジからになります。

今回、農用地利用集積計画による通知事案は、23件の合意解約がなされま
した。内容は、賃貸人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他22人、賃借人は穎

娃町〇〇の〇〇〇〇他 17 人からの申し入れです。解約の主導は、1 番と、6 番から 10 番、13 番 14 番 21 番 22 番が貸し人主導で、他は借り人主導です。解約の理由は、2 番 3 番が規模縮小、7 番 8 番が本人耕作、13 番が農地転用、22 番が売買、1 番、6 番、10 番、15 番から 20 番は耕作者変更、他は所有権移転のためとなっております。地目ごとの内訳は、田が 6 筆で 5,824 m²、畑が 46 筆で 60,019 m²、合計 52 筆 65,843 m²の合意解約となります。地域別では、穎娃地域 3 件、知覧、川辺地域が 10 件ずつとなっております。

以上でございます。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず日程第 4 議案第 24 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。

穎娃地区の調査員の報告をお願いします。

上野委員 4 月 18 日、吉崎委員と事務局の計 4 人で、申請人及び農政課職員立ち会いのもと、農用地利用計画変更申請に係る現地調査を実施しましたので報告いたします。

申請人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、穎娃町〇〇ほか 2 筆の畑で、申請面積は 750 m²になります。現在借家住まいで手狭になったことから、勤務先近くの申請地を取得し、住居の建築と通路を整備しようとするもので、「農用地区域からの除外」となっております。

申請地は、穎娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇にあります。詳細は 11 ページから 13 ページの地図をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はないものと判断しました。代替地については、いくつか検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことであります。

これらのことから、農用地区域からの除外については、やむを得ないものと判断しました。 以上です。

議 長 次知覧地区の調査員の報告をお願いします。

松村委員 4月18日、大隣委員、事務局の計4名及び関係者立ち会いの元、農用地利用計画変更申請に係る現地調査を実施しましたので報告いたします。

農用地区域への編入の番号2番です申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請農地は、知覧町〇〇、畑の2,812㎡です。編入目的は、申請人は、主に原料用甘しょとなたね等の生産を行う農業生産法人を経営しています。今回、申請地を譲り受けて、農地の集団化及び有効利用を図るため、農用地区域へ編入をするものです。現地場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇の交差点の近くに位置します。詳細は、議案資料の14～16ページの地図をご覧ください。申請地は、農用地区域の外周部にあり、今回の編入については特に問題はないと判断しました。以上、現地調査の報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 それでは1番ですが農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。代替地については、数カ所検討しましたが適当な土地が見つからなかったとのこととあります。周辺農地の集団化・作業効率への影響については、他の農地には耕作道路が確保されているため支障はないものと判断されます。用排水路等への影響につきましては、雨水等は道路側溝へ放流する計画であるため、特に影響を及ぼす恐れはありません。土地改良事業等については、実施しておりません。

以上、本申請につきましては特に問題はなく、農用地区域からの除外については、やむを得ないものと判断されるところでございます。以上です。

知覧分室 農用地区域への編入の番号2番について補足説明いたします。

農業振興地域の変更条件等についてですが、先ほど現地調査員より説明がありましたとおり、申請地は農用地区域の外周部に隣接しており、今回の編入に関しては特に問題はないと思われま。

以上、補足説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、

審議をお願いします。

議 長 質問, ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問, ご意見がありませんので, 採決いたします。

議案第 24 号 農業振興地域整備変更計画書 (案) については, 申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって, 議案第 24 号については, 申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に, 日程第 5 議案第 25 号 農地法第 5 条による農地転用許可後の事業計画変更に対する承認についてを議題とします。事務局に提案説明をいただきます。

知覧分室 18 ページ, 審議番号 1 番について説明いたします。

当初計画者は, 知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は, 知覧町〇〇, 畑の 17, 130㎡で, 運動場及び山林へ転用するため, 平成 24 年 3 月 26 日付けで許可を受けておりますが, 今回計画変更をするものです。現地の場所は, 知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇〇〇の南側に位置します。詳細は, 議案資料の 19・20 ページの地図をご覧ください。内容としては, 運動場はそのまま残し, 17, 130㎡の内 14, 729㎡の山林転用を計画していた分について, 譲渡し, 太陽光発電施設を設置するものです。後ほど, 譲渡されて方が事業継承者として, 5 条申請でご審議して頂きます。以上で説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。議案第 25 号について提案説明する。

議 長 只今, 事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問, ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 25 号に係る案件については、申請どおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって議案第 25 号に係る案件については、申請どおり承認することに決定されました。

議長 次に、日程第 6 議案第 26 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明をいたさせます。

農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。議案資料は 22 ページからになります。今回の申請は、所有権移転が 20 件ありました。譲渡人〇〇の〇〇〇〇さん 他 19 人、譲受人は頰娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他 17 人の申請であります。申請内容の内訳は、田が 11 筆で 6,294 m²、畑が 17 筆で 13,619 m²、合計 28 筆 19,913 m²となっています。

所有権移転の理由としましては、3 番 4 番は自作地相互の交換、5 番から 7 番と 19 番は親族からの受贈、他は規模拡大によるものとなっております。土地の取引価格につきましては、10a あたり、田が 109,000 円から 386,000 円で、畑が 118,000 円から 660,000 円で売買される予定です。地域別では、頰娃地域 10 件、知覧地域 6 件、川辺地域 4 件となっております。法第 3 条第 2 項各号の判断については、25 ページから 34 ページの調査書のとおりでございます。併せまして 6 番 7 番 19 番は、耕作面積が下限面積未満のため、営農計画書を添付してありますのでご確認ください。

以上の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上でございます。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いしますが、所有権移転に係る審議番号 17 番については、有菌 委員が議事参与の制限に該当しますので、これを除く案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第26号の内、所有権移転に係る審議番号17番を除く案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第26号の内、所有権移転に係る審議番号17番を除く19件の案件については、申請どおり許可することに決定いたします。
引き続き、議事参与の制限に該当する案件を審議いたしますので、有菌委員の退室を求めます、
(有菌委員 退室)

議長 これより審議を行います。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第26号の内、所有権移転に係る審議番号17番については申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第26号の内、所有権移転に係る審議番号17番については、申請どおり許可することに決定いたします。有菌委員の入室を許可いたします。
(有菌委員 入室)

議長 有菌委員に報告いたします。
議案第26号の内、所有権移転に係る審議番号17番については、申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に、日程第7議案第27号 農地法第4条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。

知覧地区調査員の報告をお願いします。

松村委員 38ページ、審議番号1番です。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇 さんです。

申請農地は、知覧町〇〇畑の227㎡です。転用目的は、申請地は面積が狭く、生産性も低いので杉を植林しようとするものですが、昭和50年代頃に申請人の父が植林しており、始末書が提出されています。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の39・40ページの地図をご覧ください。申請地は、北側は道路に、東側は畑と雑種地に、南側は畑に、西側は山林に接しています。現状のままで利用するので土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は自然流下とし、境界から2m程度離して植林するので日照通風等については、特に問題はないと判断しました。

以上、現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

知覧分室 38ページ、審議番号1番を補足説明いたします。

立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続いて、一般基準の資力及び信用は、既に昭和50年代頃に植林としており、今回始末書が提出され、今後は、このようなことのないようにするとのことであります。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、すでに転用済みです。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等については、特に必要ありません。これらのことから、転用はやむを得ないと判断するところです。

以上、補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします

質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第27号の案件については、申請理由からしてやむを得ないものとして申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって議案第27号の案件については申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第8議案第28号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告を求めます。
まず、所有権移転の穎娃地区分2件の報告をお願いします。

吉崎委員 それでは、農地法第5条所有権移転について現地調査の報告をいたします。

審議番号1番について、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請農地は、穎娃町〇〇ほか2筆の畑で、申請面積は584㎡になります。申請人は現在借家住まいですが手狭になったことから、勤務先近くの申請地を取得し住居を建築しようとするものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇にあります。詳細は45・46ページの地図をご覧ください。申請地の北側は道路に、東側と南側は畑に、西側は道路に接しております。現状のまま利用しますが境界は土留め工事を行いますので、土砂流出等の恐れはありません。雨水は自然流下とし北側道路側溝へ、汚水・生活雑排水も浄化槽で処理し同じく側溝へ放流します。日照通風等については、隣接農地から3m以上離して建築しますので、隣接農地に影響を及ぼす恐れはないと思われます。

次に審議番号2番について、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請農地は、穎娃町〇〇の畑で、申請面積は499㎡になります。申請人は現在借家住まいですが、手狭になってきたことから住居を新築しようとするものです。

申請地は、穎娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇にあります。詳細は47・48ページの地図をご覧ください。申請地の北側は畑に、東側と南側は道路に、西側は宅地に接しております。30cm程度盛り土を行いますが、周囲はブロック積みとし、また隣接地より低いので、土砂流出等の恐れはありません。雨水は自然流下とし、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理し道路側溝へ放流します。日照通風等については、隣接農地から2メートルほど離して建築しますので、影響を及ぼす恐れはないと思われます。

これらのことから、以上2件については、申請農地の転用はやむを得ないものと判断しました。以上です。

議長 次に、知覧地区分2件について報告をお願いします。

大隣委員 次に、42ページ、審議番号3番です。

譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇の、畑の500㎡です。申請人は、現在借家住まいで、手狭になったため、申請地を購入して一般住宅を建設するものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の49・50ページの地図をご覧ください。申請地は、北側は道路に、他は畑に接しています。0.3m程度の盛り土を行い、周囲をブロック積みとするので、土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理して道路側溝へ放流します。日照通風等については、境界から2m程度離して建築するので、周辺農地に影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

次に、審議番号4番です。

譲受人が、〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の17,130㎡のうち14,729㎡分です。転用目的は、隣接する山林と一体利用しての太陽光発電施設です。現地の場所は、知覧庁舎から南東に直線で1.5kmほどの上之町集落の北側に位置します。詳細は、議案資料の51～53ページの地図をご覧ください。申請地は、北側と西側は道路に、は山林に接しています。最高1m程度の盛り土及び切土を行い、周囲は土留め工事とよう壁を設けるので、土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は自然流下で道路側溝に放流します。日照通風等については、施設高を1.3mとし、隣接地から5m程度離して設置するの

で特に問題はないと判断しました。以上、現地調査の報告を終わります。
ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 次、川辺地区分5件について報告をお願いします。

吉留委員 去る4月18日、東委員と事務局、私の4人で農地法第5条許可申請に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

川辺地区5件の内、私からは審議番号5番から7番までの3件分を報告いたします。

先ず、5番の譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんほか1人、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請農地は、川辺町〇〇の畑、211㎡で、転用目的は一般住宅です。申請人は現在借家住まいで、手狭になったため、住居を新築しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇に位置しますが、詳細は54・55ページの地図をご覧ください。申請地の北側は同時に5条申請のあった審議番号6番の畑に、東側は水路を挟み道路に、南側と西側は宅地に接しています。現状のまま利用しますので土砂流出等の恐れはありません。雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理し、同じく道路側溝へ放流します。日照・通風等については建築高を6m程度としますので特に問題はありません。このことから、申請農地の一般住宅への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

次に、6番の譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、審議番号5番と同じ〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請農地は、川辺町〇〇の畑、223㎡で、転用目的は宅地造成です。申請地周辺は宅地化された利便性のよい場所であり、不動産業を営んでいる申請人が宅地造成しようとするものであります。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇に位置しますが、詳細は56・57ページの地図をご覧ください。申請地の北側は道路に、東側は水路を挟み道路に、南側は同時に5条申請のあった審議番号5番の畑に、西側は畑に接しています。現状のまま整地のみ行い利用しますので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ自然流下させ、日照・通風等についても転用目的が造成のみであるため支障を及ぼす恐れはありません。このことから、申請農地の宅地造成への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

次に、7番の譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請農地は、川辺町〇〇の畑、497㎡で、転用目的は、申請地の隣に居住

している申請人が、1階の一部を飲食店とする2階建て共同住宅を建築しようとするものであります。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇に位置しますが、詳細は58・59ページの地図をご覧ください。申請地の北側と東側は道路に、南側は畑に、西側は宅地と畑に接しています。最高80cmの盛土を行いますが、境界はよう壁を設けますので土砂流出等の恐れはありません。雨水は自然流下とし、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理し、東側道路側溝へ放流します。日照通風等については、隣接農地から3m程度離して建築しますので、影響を及ぼす恐れはありません。このことから、申請農地の店舗付共同住宅への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

東 委員

私からは残りの2件分を報告いたします。

まず、8番の譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請農地は、川辺町〇〇の畑、865㎡で、自動車展示場及び通路として整備し、申請人が役員を務める法人に貸し付けようとするものであります。ただし、既に転用済みであり、始末書が提出されております。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇に位置しますが、詳細は60・61ページの地図をご覧ください。申請地周辺の地目は山林・雑種地・原野等で、農地はないことから土砂流出、日照・通風等については、支障を及ぼす恐れはありません。このことから、申請農地の貸自動車展示場・通路への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

次に、9番の譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請農地は、川辺町〇〇の畑、55㎡で、転用目的は貸駐車場です。申請地近くには地区のゲートボール場がありますが、駐車場がないため、隣接する宅地と一体で整備し無償で貸し付けようとするものです。なお、平成19年頃から駐車場として利用されているため、始末書が提出されております。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇に位置しますが、詳細は62・63ページの地図をご覧ください。申請地の北側と東側は一体利用する宅地に、他は畑に接しています。現状のまま利用しますが、隣接農地より低い位置にありますので土砂流出等の恐れはありません。雨水は自然流下とし、日照・通風等についても転用目的からみて特に問題はないと思われまます。このことから、申請農地の貸駐車場への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 それでは、説明します。資料は、42 ページからになります。

審議番号1番ですが、立地条件について、申請地は10ha以上の一団の農地にあることから、第1種農地と判断されますが、50㎡以内に3戸以上の住宅があることから、不許可の例外である「集落接続施設」に該当すると判断されます。

一般基準の資力及び信用については、過去に違反転用等行った事はなく、資金については金融機関の融資で賄うとのことで、関係書類で確認できますので、適当と認められます。また、転用目的にもありますように、住居を新築するもので許可後は遅滞なく供することが確実だと思われます。

次に2番についてですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地の「その他の農地」と判断されるところであります。

一般基準の資力及び信用については、過去に違反転用等行った事はなく、資金については金融機関の融資で賄うとのことで、関係書類で確認できますので、適当と認められます。また、転用目的にもありますように、住居を新築するもので許可後は遅滞なく供することが確実だと思われます。

以上2件の、転用行為の妨げになる者については、台帳を確認したところおりませんでした。また、関係行政庁の免許、許可、認可等については、特に必要ありません。これらのことから、穎娃地域2件の転用許可についてはやむを得ないと判断するところです。

知覧分室 審議番号3番から4番まで補足説明いたします。

先ず審議番号3番について、立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については融資及び自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、

認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号4番です。

立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等については、経済産業省からの発電設備認定通知書及び九州電力からの発電設備等契約申込みに対する回答書が、添付されており、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、転用はやむを得ないと判断するところです。以上で補足説明を終わります。

川辺分室 それでは補足説明を申し上げます。

審議番号5番から7番の立地基準については、いずれも都市計画法で第一種住居地域として用途地域が定められていることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると判断されます。8番と9番の立地基準については、いずれの申請農地も中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地と判断されます。

一般基準の資力及び信用ですが、必要な資金については、5番は全額を金融機関からの融資で、6番は全額を自己資金で、7番は自己資金と金融機関からの融資で賄うとのことで、それぞれ添付された関係書類で確認できました。また、過去に違反転用等行ったこともないことから、信用についても問題ないと認められます。8番と9番については、農地法の許可を受けずに転用したことについては始末書が提出されており、今後はこのようなことのないようにするとのことであります。転用行為の妨げになる者の有無について、台帳を確認したところ5件とも該当する者はおりませんでした。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、5番から7番は許可後の速やかな転用は確実と思われ、8番と9番は既に転用済みであり、いずれも問題ないと思われ。関係行政庁の免許、許可、認可等については、

5件とも特に必要ありません。このことから、川辺地区5件の申請については、それぞれの利用目的への転用はやむを得ないと判断するところでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第28号 農地法第5条申請に対する許可並びに意見聴取決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。

よって議案第28号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。ここで暫く休憩いたします。4時15分から再開いたしたいと思っております。

議長 協議を再開いたします。次に、日程第9 議案第29号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。議案資料は65ページからになります。

まず、「所有権移転」ですが、内容としましては、譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他6人で 譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他5人です。所有権移転の理由は、すべて規模拡大によるものとなっています。地目の内訳は、田が1筆 1,388㎡、畑が19筆27,998㎡、合計20筆29,386㎡となっております。申請農地の取引価格については、10aあたり、田が300,000円で、畑が400,000円から600,000円の間で売買さ

れる予定です。地域別の件数は、穎娃地域5件、知覧・川辺地域が1件ずつとなっています。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。資料は68頁から107頁となります。利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん他188人で、利用権の設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他52人になります。設定面積は、田が92筆で66,326㎡、畑が334筆で485,146㎡、合計426筆の551,472㎡になります。地域別では、穎娃地域が42件、知覧地域が87件、川辺地域が69件となっています。

次に、「賃貸借利用権の転貸」であります。資料は108・109頁になります。利用権を設定する者は、〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん 他1人です。設定面積は、田が929㎡、畑が1,409㎡、の2筆であります。

次に、「使用貸借利用権の設定」であります。資料は110頁から117頁になります。利用権を設定する者は、〇〇の〇〇〇〇さん ほか32人、利用権の設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇ほか10人です。設定面積は、田が19筆14,584㎡、畑が57筆53,556㎡、合計76筆68,140㎡であります。地域別では、穎娃地域17件、知覧地域1件、川辺地域15件となっています。

以上でございますが、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号53番については松村 委員が、140,141,145番については今市委員が議事参与の制限に該当しますので、まず、該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、ご意見はございませんか。

梶山委員 賃貸借利用権の設定で、鹿児島県地域振興公社がたくさん出てきますがこれらは、もう借り受け先は決まっているのでしょうか。

農地係長 農地中間管理の案件だと思いますが、これについては、借り受け先ももう決まっています。

議 長 他に質問、ご意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 29 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号 53, 140, 141, 145 番を除く案件 194 件と賃貸借利用権の転貸の全案件そして使用貸借利用権の全案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第 29 号の案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号 53, 140, 141, 145 番を除く案件 194 件と賃貸借利用権の転貸の全案件そして使用貸借利用権の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 29 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

松村 委員，今市 委員，にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。ご異議ございませんか。

関係委員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

それでは、議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので、関係委員の退室を求めます。

(松村 委員，今市 委員， 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第 29 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、賃貸借利用権設定の番号 53、140、141、145 番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案 29 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。松村 委員，今市 委員の入室を許可いたします。

(松村 委員，今市 委員 入室)

議長 関係委員に報告いたします。議案第 29 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議長 次に日程第 10 議案第 30 号 農地の競売・公売参加資格証明願いに対する証明書交付決定について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、農地の公売参加適格証明願いに対する証明書の交付決定について説明いたします。

申請物件は、鹿児島税務署からの農地の公売で、穎娃町〇〇の 2,149 m² の畑になります。今回の申し出につきまして、農地法第 3 条の許可基準に基づき申出者の経営面積、耕作能力等について審査しましたが、議案資料の「申請人の状況」欄にありますように、何れの要件も満たしている適格者であることを確認しましたので報告いたします。なお後日、鹿児島税務署より入札の結果に基づき、最高価格申込者として定められ、改めて 3 条申請が提出された場合において、申請内容が相違ないと確認されたときは、会長判断で処理されることとなります。

以上で説明を終わります。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

東 委員 ここで耕作能力4 というのはどういうことでしょうか。

農地係長 人数でございます。

議 長 他に質問、ご意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第30号 農地の競売・公売参加資格証明願いに対する証明書交付決定
については、申請どおり証明書を交付することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第30号については、申請どおり証明書を交付することに決定し
ます。

議 長 次に、日程第11 議案第31号 農地利用変更届けについてを議題といたし
ます。まずもって、現地調査員の報告を求めます。

大隣委員 123ページ、審議番号1番です。
届出人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。届出農地は、知覧町〇〇の田
の378㎡です。届出地は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇に
位置します。詳細は124・125ページの地図をご覧ください。届出地は、
南側は田に、他は道路に接しています。水はけが悪く、かつ南薩縦貫道路用
地として分筆し狭くなったため、畑として利用するものです。1m程度の盛
土を行い、土砂等の流出の無いように施工いたします。調査の結果、田から
畑への利用変更については、やむを得ないものと判断いたしました。
以上、調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願います。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

知覧分室 123ページ、審議番号1番を補足説明いたします。
本案件は、農地の利用形態を田から畑へ転換するものです。田においては、
水利の関係上、周辺に支障がないか確認する必要がありますが、いずれも周

辺農地に支障を及ぼす恐れはないことを確認しました。隣接農地の耕作者の同意については、南側に田があり、同意を得ています。このことから、田から畑への転換は支障ないものと思われ、受理することが適当であると判断されます。以上で補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第31号 農地利用変更届けについては、申請のとおり受理することにご異議ありませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第31号については、申請のとおり受理することに、決定いたします。

議 長 続きまして、日程第12 議案第32号 下限面積（別段の面積）の設定についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 資料は127 ページからになります。

平成21年12月施行の改正農地法により、それまで県知事が下限面積を決定していたものが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときはその面積を下限面積として設定できる事になりました。これを受けて、南九州市農業委員会では平成21年11月に本市の設定区域ごと（旧町ごと）の下限面積を決定したところですが、その内容については、毎年農地の面積や利用状況の変動などに応じて、下限面積を審議しなければならないこととなっています。

このような理由から、提案するものでございます。

下限面積を別に定める場合は、その設定する地域において定めようとする面積未満の農家が農家総数の40%を下回らないように設定しなければなりません。内容については資料にありますように、現行どおりで、穎娃地

域、知覧地域はそれぞれ 50 アール、川辺地域は 30 アールとして提案いたします。理由としましては、2015 農林業センサスで、穎娃地域の農家は 50 アール以上の農地を耕作している農家が 68%、旧知覧町地域の農家は 63%であり、農家数の 6 割を越えていることから、下限面積を低くする必要がないためです。また、川辺地域はその割合が 32%で 3 割程度しかないため、その 40%を下回らない 30 アールで提案するものです。

以上でございますが、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 これより審議をお願いします。只今事務局から報告のありました件について質問、ご意見はありませんか。

田中委員 農家台帳に記載される農家というのは、10 a 以上が農家で、ここでいう 30 a とか 50 a というのは、農地法でいう農地取得のできる農地面積のことということでよろしいのでしょうか。

事務局長 農家台帳には 5 a の方も 1 h a の方も搭載されています。また、ここで参考とした耕作面積については、農業センサスの調査で、50 a 以上耕作したと答えた方の割合だと思います。

農地係長 下限面積につきましては、鹿児島県では 50 a と定められており、そのなかで地域特性により変更しているところです。

議長 他に質問、ご意見はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 32 号 下限面積（別段の面積）の設定について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号 下限面積（別段の面積）の設定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議長 次に、日程第 13 農業委員からの南九州市行政改革推進委員の

推薦についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

農政係長 総務課行政改革推進係より市行政改革推進委員会委員の推薦依頼がありました、のでお諮りしたいと思います。

事務局としましては会長とも協議をいたしまして、前回川辺の委員と穎娃の委員より委員を推薦しましたので、今回は知覧の田中委員を市行政改革推進委員会委員に推薦したいと考えていますが、委員会の承認をお願いしたいと思います。

審議方よろしく願いいたします。

議長 只今、事務局から説明のありました農業委員からの南九州市行政改革推進委員の推薦については、田中委員を推薦したいとのことですが委員の皆様からご質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
農業委員からの南九州市行政改革推進委員の推薦については、田中委員を推薦するという事によろしいでしょうか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、日程 13 については、原案どおり南九州市行政改革推進委員の推薦については、田中委員を推薦するという事によ総務課行政改革推進係りへ報告いたします。

議長 次に、日程第 14 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか

事務局長 今後の日程について連絡する。

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

農政係長 活動記録の記入提出について説明・本日の予定について説明

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成28年第4回南九州市農業委員会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後5時10分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 11 番 _____

会議録署名委員 12 番 _____